

○玉野市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金交付要領

令和8年5月22日

(趣旨)

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、もって市民の快適な生活環境を保持し、都市美化の推進を図るため、飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術及び耳カット（以下総称して「手術等」という。）を行った者に対し、予算の範囲内において玉野市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 玉野市内に生息し所有者がいないことが明らかである猫をいう
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいう
- (3) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう
- (4) 耳カット 不妊・去勢手術が既にされていることを識別し再手術等を防止できるように、片方の耳をV字にカットする処置をいう（カット部分の長さは1センチメートル程度とし、雄猫にあっては右耳に、雌猫にあっては左耳に行うこと）
- (5) トラブル 補助金の交付を受けた者が手術等を施した猫に給餌等を行うことにより生じた、玉野市人と動物との共生社会の推進に関する条例第11条に規定する事態をいう

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 同一の飼い主のいない猫に対し、玉野市以外の団体等から同様の趣旨による助成金等の交付又は援助を受けていない者
- (4) 岡山県内の動物病院（獣医療法第2条第2項に規定する施設）にて、飼い主のいない猫に対して獣医師による不妊・去勢手術及び耳カットを受けさせた者

2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けた者で、申請日時点においてトラブルが確認されている者は補助対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費は、手術等に要する経費（以下「対象経費」という。）とする。

2 補助金の額は、1頭につき、10,000円を上限とし、対象経費がこの額に満たないときは、対象経費の額とする。

3 前項に規定する補助金の額は、1頭ごとに算出し、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、手術の実施前に所定の申請書に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 手術を受けさせる猫の主な生息域を示す地図
- (3) その他市長が指定する書類

(補助金申請の制限)

第6条 同一の申請者が申請できる猫の頭数は、同一の月に5頭までとする。ただし、市長が相当な理由があると認めるときはこの限りではない。

- 2 申請者が団体的活動を行っている場合は、当該団体に所属する者を同一の申請者として扱う。
- 3 申請者は、第9条の規定による実績報告を行うまでの間(次条の規定により不交付の決定を受けたときは、当該決定を受けた日までの間)新たに交付申請をすることができない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、所定の交付(不交付)決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(決定額等の変更申請)

第8条 前条の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、手術等の中止又は補助金の額に変更が生じたときは、所定の交付変更(中止)申請書により、その内容を市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で、変更(中止)の可否を決定し、所定の交付変更(不変更)決定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 交付決定者は、当該事業が完了したときは所定の実績報告書に、次に定める書類を添えて、手術を行った日から起算して30日以内又は手術を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長へ報告しなければならない。

- (1) 手術等に要した費用を支払ったことを証する領収書(手術日及び明細が記入されているものに限る。)
- (2) 猫の特徴や耳カットが確認できる全体像及び顔のカラー写真
- (3) その他市長が指定する書類

- 2 複数頭申請している場合は、1頭目の手術日から30日以内に全ての猫の手術を終えるようにすること。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付の決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、所定の確定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条により補助金の確定を受けた者は、所定の交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 市長は、前条による補助金の請求があったときは、その内容を確認し、請求のあった日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに所定の交付決定取消通知書及び返還命令書により、交付決定者へ通知し、補助金の全部又は一部の返還を求めるところとする。

(遵守事項)

第14条 補助金の交付を受けた者は、手術等を施した猫について、終生飼養し又は飼養できる者への譲渡に努め若しくは生息地に戻すこと。

(状況報告)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、手術等の実施状況等について報告を求めることができる。

(免責)

第16条 補助金の交付を受けるにあたり生じたトラブルや問題については、申請者が誠意を持って解決に努めるものとし、玉野市はその責めを負わない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。